撰文懷錄

十一

和書門

類	號	函	架	冊
	二七・六一	一九九	一四	一六

内閣文庫

和書	類	號	函	架	冊
		二七〇六一	一六	一五七	一五

内閣文庫

番號	和	27061
冊數		16 (14)
函號		157 308

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

殺生懐餘録　壱之十四

雑人之部

猟師上戸

正保元年八月十四日大猷公今月の内日光へ参詣の為御鷹を以て多田摂津守殿御屋敷へ罷出候所に御鷹の内一羽の鷹を多田摂津守殿へ参上の上御鷹の儀に付て御尋ねの趣申上候ては御鷹の儀に付て御尋ねの趣申上候ては御鷹の儀に付て御尋ねの趣申上候ては

時節のもくひんにて酒をあたらし時節にて酒
の用ひ酒をあたらしてのよりてそて
うり時なきを酒ひとしきの酒をとんとやし
酒をしふ初をあたらしかをあたらしかをの
いそきめせしなりしかしの家をしの人の
用ひうり酒ひとりをあたらしかをその
酒をとして酒をして用ひて酒物をし
しをあたらしの人をしをしをしをしれ
てをしをけ酒をる者をしを酒をあたらし
い酒をうりしをあたらしをうりうり酒屋の人
をいあたらしをうり酒屋をあたらし用ひをあり

はをて常の酒をといたをずおをれをいしん
をををををを和をををを書をを酒今をし
をを酒ををををををををををををををを
ををををの人の用をををの酒屋ををををを
をををををををををををををををををを
をををををををををををををををををを
をををををををををををををををををを
をををををををををををををををををを
をををををををををををををををををを
をををををををををををををををををを
をををををををををををををををををを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同じく三月内古結宗[illegible]新百八十[illegible]松平肥後
守殿四月石寺[illegible]九千七百九十[illegible]清九千
一ヶ年幕[illegible]人[illegible]人一歩九千一百[illegible]細川[illegible]
[illegible]殿四月[illegible]八千三百[illegible]七[illegible]

紙順

紙順は必ず[illegible]の[illegible]して連ぶ[illegible]世[illegible]
相[illegible]は自[illegible]帝[illegible]して[illegible]連[illegible]熟[illegible]
御[illegible]令[illegible]踏[illegible]して[illegible]は[illegible]家[illegible]
[illegible]して[illegible]と[illegible]
句

[illegible]筆の[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]少[illegible]の梅林
[illegible]梅[illegible]脚[illegible]

梅風[illegible]
[illegible]
[illegible]梅[illegible]
[illegible]三[illegible]十一月[illegible]八日七十

文山

[illegible]文山は書[illegible]
[illegible]
の[illegible]

文山と申は書家にて世間の思ひ出
書しいかにこなるやたるまの
きはんと仕ぶかしけるを過しぬ
年月の那ひとしていらるきよ
りを仕ぶるものあるとあ
いまきしいかやうにてさもしたん家
は武術劍法の師にて年過ぬれ
ども師匠人うるのめくの相きま
いと苦しいはあるものの四月よりてされ
るし侍らんにひもかけきれた文山
さるはいかにせひよ中むきていひ
せんもうかくかくかくれい師匠をを
かうけるうちちをあつ紙とをざし
ぬくるもなくいまいりしに剣術中さんこ
きまるかやしにひるるむいまふ
みるものきものとをしてあがし
たるる程毛穴大のものの事をせる
うへ入るきまるいよいよ孫をてかく
ることてさやれけふ桜師の劍法
はあるまでものをいうとくなんれ
やしかくちだりまものは人よ書
年の侍殺なんしけびかくき

いくさにまけおさまりていう程もなく和を
う川のあいんのうのうちにさよなかもし
ちめ組くうらびに居たりてたちまちに
師をうちたてまつりしじゅう紙赤口紙をこと
ごとくたしめくはせ給ふ三条殿
て師中やうそのことわりよ書おきて給ひ
まいらせまいらせよ出たりの四つし侍後せよ
とのあいだ仕りまいらせて侍りてもうれ
給へこれまいらせんといへたまふ赤をもて
ちのうちをのこりなくこそ付
文山三年の秋ひのるひとかくべけ

なるべきにてもなく毛筆をもて紙墨すずり流し
てまいらせたりこれ紙いたりたるの字をかく
師は文のうちをとりあらしあるを振りま
す服ようにはあらずあるかの紙をた
さまをとりて時侍後書をひらく
と感歎しいはく文山かくけるはて
謝後の和ふさまいていうやはりん
とて三帰新参のものなれば
ちかく師をひのしまいらせ中絶てはの
法は文山のうすまいらせひりんとたまふ侍な

この明かうるゝ稚ども事のさうを全くぞなん
しをうまけしうれやゝうまるゝ侍事は
せずもあるなりけるうまるゝのこゝろひ
ゐうてゆく人今の所領の一人といひのしる
文ゆうかの所ゝうまるゝ事ひまりて所領ふ
ゆうゝ　ちうこゝ收ひゝ　めううこゝ稚師
の学問法いこうう事ゝ　すまてそゆりんうとるゝ
今ゝうりゆうゝ　法ゝうてゆ事ゝ　いひ
あんゝかゝゝこゝていひ事は師ちゝ多ひ
ゝゝうぶう事ゝゆうゝ事ゝちゆゝうるゝとと
りて今ゝきやゝうんゝひゝ見て

いゝ文ゆうまるゝこゝ所ゆゝ書道のゝゝ所ゆゝ侍
ひ稚劍術をゝうゝ事ゝ　ゝうゝ事道を
ゆゝ仕今ひをのゝこゝうゝのゝ　ゝうゝ
文ゝを書ん同ゝ事ゝ　ゝうひゝ所ゆゝ一ゝ
ゝうゝこゝていゝゝ事ゝ　ゝうひゝ所ゆゝ一ゝ
ゝうゝこゝひゝ文ゝを　ゝせゝかゝ事ゝ
ゝこゝゝゝ所ゆゝ所ゆゝ一ゝ
かゝゝこゝんゝ稚ゝ　ゝうひ所ゆゝ
かゝゝ事ゝ事ゝ　ゝうゝ
ゝうゝ事ゝ　ゝうゝ
ゝうゝ事ゝ　ゝうゝ
ゝうゝ事ゝ　ゝうゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

て金たゝの屏風にはゝ小夜姫と書き

[illegible]

熊代

熊代[illegible]迎[illegible]和[illegible]代[illegible]氏よりめし[illegible]熊斐[illegible]の小澤[illegible]膳[illegible]使

[illegible]明人[illegible]蒲[illegible]画[illegible]

[illegible]或年の[illegible]

[illegible]

[illegible]熊斐虎の[illegible]

[illegible]

[illegible]

の者ともだのしまは雪舟と申ひとり
能筆にて三筆と称せられ
めうり虎の巧みなる者の絵かきなる
虎の思ひなる時その眼の光りはなはだ
あるく抜くてまはけちらす雪舟大
勝なる者なりしかるに或人ふけ
その画を絵ひしに三年と経ても
ちらしたる人まちひとしてあきまいせる
おとを画きたるに島のそばの絵なる絵
ふをこのうつりつくひしかつ

まれてきまくるめいこと
雪舟愛賞して
しもうんのせきなるきいかいひあるなり
雪舟大いに怒りてこれはいまだ画工のはなし
以彼宮をもり画をかきて安をとかんと
て嘆くもうもんしかのいはをしく
世の人なる面目をすしてこのを画縁
をおしへくして高縁
ちうり席上の画をふさしめんとて拓を
しらえ人くて拓を携へ
くに絵屏をもり年浦よ雪舟まひりてま

つ酒をのこしけるかいとなりの銚子を居て
いかうりの人くるを酒のあるひまをすり
なとはるかにまちもち倒て寝ぬ
眠りそうの人くれてと空しく
してかくり出る酒熊雙文眠をさまし紅上
りてまちなをして酒をのこ時別
うりして酒よ画ばしして酒重り明る日
もかくのめくみ日のあり方つる
鶏の画をひとひら画ばれそうしかへ
ようなるしいそうの酒をを
つひ画しうりつぶなる画を酒をうり小利ち

指をなるつぶやきなる熊雙文ひとふくるを
をしふそうの画ハ一四よりはとも名を
と酒よくこの方ふ酒ふうりけ画ハ
かもうりしくして懲しまと第ひ
うをうり

布袋屋何某

和刻三稿本布袋屋日本国中の画私の用
毎の門人とをとしたわりをすれる義
年の去

花をのこうしハ藤のさいうりて
雲わきのぼるみをもの

と御じて源利を[illegible]師もたまふ
こゝろとゝの表敬あり[illegible]
まてもかく御しいろ[illegible]
くれもうる吟[illegible]
むらんをたゞしく[illegible]
はゝをつゝてまうん[illegible]
よをまうをとゝめてまい[illegible]
をゝく[illegible]ふ郷や吟じ[illegible]
可よんを[illegible]
かゝ[illegible]
ぼゝ[illegible]

源利を[illegible]ふ[illegible]
は郷いうまをて[illegible]
[illegible]は[illegible]の[illegible]
[illegible]
源利[illegible]
[illegible]
[illegible]

業[illegible]春帆[illegible]和[illegible]行年[illegible]
と深く交りをなしぬ元禄十四年二月
[illegible]義士の人々[illegible]
けれいまだ[illegible]段々よりの[illegible]
[illegible]
[illegible]行年よりの[illegible]
[illegible]
[illegible]

ろくさえもんいへとさこ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ

[illegible]の人のもとに夫もめしてあるべし
[illegible]の人の中ふかく侍を初る人はかく
[illegible]とすて[illegible]
[illegible]
[illegible]

活弁四家ハ活弁の人なり　梅ハ箱の風を慕
ひ〳〵　鶯ハ鶯鳥なり　或ハ駆〳〵坊なるも
ハ月のまけ先ハ天狗坊と
きうせ　天狗坊とハ
なり　酔興　そ
ゑ〳〵　うぐひす
ひ〳〵　四へうめ
のぞむ　師匠の家
まうる　仕合
まさの　四家ハ
やもむ　ものを
四家ハ　ものを
ものを　ものを
人なる　風情を
の病　病魔
まを　ものを
うちよ　やうりん
り是ハ　四家
返へ
歳年の　三朝の
日本　紀やて

四家ハ　ものを
ものを　ものを
人なる　風情を　歳年の　節分
の病　病魔　ものを
まを　ものを　鬼やひの
うちよ　やうりん　いく
り是ハ　四家　ものを
返へ　ものを
歳年の　三朝の　鬼
日本　紀やて　一枝の

豊年をたのしみかくしの為ハ
新地の繁昌
蓮の実のとんとていふおやちゝ
こたへ
相州野里村の百姓農人なりしかるに
富みかくし蓄ひ強く人をたゝけ金ハこと
たの一揆を催せハ藤色ゝ屋敷
ゝ片相東市西相原にて大仮と唱
藤沢の城より入り大仮堺の役所を攻る
しかるに市ゝ去まとゝ相原を焼れ
りをとゝたの迎ゝの民をかり集ゝ片相

の業をたすけを対ゝ片相屋敷をかこ
思ひれけまゝ出ゝ去ゝ
去業ゝ天下ゝ去
勝負ゝ
られ出ハ二ゝ
四ゝ
役ハ相原の屋敷ゝ
ゝせられハ死ゝ
ゝ百姓ゝ
をかゝ
年ゝ武の
の時ゝ
ゝ相
ゝ
ゝ
ゝ

時をも定められ、[illegible]中[illegible]の人数を付[illegible]
[illegible]を罷[illegible]て
富平[illegible]ハ[illegible]て滅亡する
よ[illegible]を[illegible]されのこる
[illegible]を[illegible]ハ[illegible]の
[illegible]ハ[illegible]相も
[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]て[illegible]義[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]

宿[illegible]

[illegible]

[illegible]の北の人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]の四[illegible]
[illegible]

てもうちわすれたる人の命をたすけんと世
のいとしめるう[illegible]夜付二人の蜂あやうきて一枝
をおりてしら[illegible]家のうちをとりさまたひりり
おりしもあるしは親[illegible]なりぶりり
とやせんとやいとてなきとなげくさまを
もうくて法[illegible]をうしろの
[illegible]よ[illegible]男なりてまんや
やう横なるの家の和[illegible]のつぎまをして陶
器をつぐるその法もなくてつきさらし
いそきをとりくるとかたるく
うちこひしてうちふる男法[illegible]

てうくに二ナをつくかくてありなふ枝を
て働[illegible]ようちゆ[illegible]
くあるとていはくいる男うちうて
一ッ枝ちうるも二ナ枝ちるも同し枝ち
命のさまをうちうのお枝ちきて
なりし男人中法人は男はちうう陶器あれは
いるいるしの法ちもすくなはあやうちう
くかうちんなうるのなるべきよ一枝よ二人の
命のさまは二ナ人い命をうんは器なまいは枝
をりくの人の命をたつるを二ナをのこ
おとりて二ナ人の命をうかうんとうひ法いは

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

観世左吉茂[illegible]

観世左吉[illegible]の川狩の苟[illegible]人秦氏

信の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の[illegible]師[illegible]弾[illegible]の[illegible]人と[illegible]作[illegible]と[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]と[illegible]の[illegible]の[illegible]と[illegible]
[illegible]の[illegible]ひと色の[illegible]を[illegible]
[illegible]人と[illegible]作[illegible]は[illegible]金千[illegible]斤[illegible]
[illegible]の長[illegible]として[illegible]金[illegible]し[illegible]人を[illegible]
[illegible]作[illegible]は[illegible]金の[illegible]は[illegible]
[illegible]る者の[illegible]分[illegible]
[illegible]は[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]二人[illegible]を[illegible]
[illegible]の者の[illegible]
[illegible]の者の[illegible]

の[illegible]は[illegible]この[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]は[illegible]十斤は[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]二人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

極とハとなりてるる者かなくしてけりんと繁
しふるまゝ清い月清くしてまたうハらるゝ人
きりこゝ五日ゝ死ゝハ五月清ゝて其極とかゝ
んとゝ思ふとゝ元和駿の人の作りける
宮殿七八の万の年なりけり

法徳の賊

ゝゝ年ひのゝ盜を捕ゝるゝと賊
者とゝ人のゝのひしの力ゝ元なるぬ
ゝ支人の盗賊とゝ人將ゝ来ゝ
ゝ人の賊のかゝちゝ人ゝゝのゝ
池ゝ者ゝ者ゝ者やぬゝとゝ清て

ゝゝ世とゝりゝゝゝ者ゝ計らべしゝ
ハ田ゝ者ゝ又ゝ罪ゝとゝ人ゝられゝ
今ゝハ者ゝ者ゝ者ゝ清ハゝ
ゝゝ者ゝゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ捕
者ゝ人ゝ者ゝ又ゝ罪ゝ者ゝ者ゝ
ゝゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
刑人ゝ者ゝハ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ者ゝの者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
逆ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

しらハ下まきの上まて社てしらかなべ
まて岩ハしてゆきてゆきてとまりたる
なり　四郎兵衛の兵ゐ衛あやまりも
なくまきて物語をとりかはして
社者とをのこ　伊勢ものがたりに
ひとりよりて物語
ひしりのたまくやかくれてやとれれ
ハ盗の所業にて世をとりうるまの所の人の
物ひとりなくなりぬれハ
めくらせたりをとこ川まで物語
しらまれてよりなくもとの物語朝
人をとをとをハ食をんしゆしたに

出ひとを人をの所をあつまりて
をとをとをとを

者をしてはこれをあやしみ[illegible]
きはかくのごとき神[illegible]
[illegible]なれば彼[illegible]
[illegible]海をこぎ[illegible]
死んとせるのとき[illegible]
[illegible]里の親しき者[illegible]
[illegible]里の長[illegible]
者をして[illegible]の金
[illegible]
如き貴[illegible]
[illegible]の者よ集れ[illegible]

このまよ[illegible]
[illegible]又は彼[illegible]
[illegible]
[illegible]

命を捨てよ中にはそれをしらずして
[illegible]とのまうしはべりしかばそれを聞
き人のなかにはいまは命のきわまりぬる
ふぜいなりけりあるいはまたこれをば
ひのもとにとどまるべきにあらずとて
人々のうまひもたるべしまたけ綱めの
[illegible]中せばかの男のこれをきき
きわまりよきもちよりの情をしらんに
やくまたのたまはくしかるのちにも
やがてかの[illegible]中に[illegible]
そのるまりにしかんの命を報じたまへ今まで

道をこそ命をとどめうしなはんとせ
すりの業をなりあるくるの業をもてさとり
せうやとて[illegible]日のすぐる又きて
今は女御のいのちとゆるせ[illegible]
はきてこそ[illegible]中にいとは
いとうしかりけるきすのなりやこれ
いかさまにいかさまこれの四の[illegible]
業をなんとなしあるいはくよりもいのちを
ざるとこそ[illegible]
のふ人なるまうしかしてあつらひ[illegible]
へきなるはいかんせんあるとそれの

なりしを業とせりはひをんさをはいとも
あるは又こゝにられたまへる人命
はるゝを頼とせりへ事うあぐるものとなる
ひまをもてゝゝいへをも人命情ゝ
かゝるをもてゝいめゝゝゝいまゝめの山を集も
いよ又の人間ゝゝ面ゝゝ世
和ゝゝせんゝゝゝ
しめの山海中ゝゝ
中は風雪はゝゝゝゝゝゝ
ゝゝは知らんは彦根所のゝ
七八里とゝゝゝ農民の住

ひの者ゝなりて月をとるせゝその地の里の村
作ゝ彦根ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ
村往よゝ一里半ゝ
まりてゝゝゝゝゝ
彦根ゝゝゝゝ
時ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝ
て後ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝ

よ入りて四とりあつめ
り年のうちにびはをまなびはてゝ
おさまりて春さる一間よりぬけやしきふし
あるふるまひおしこめられたるかの海
のうへなるふむらひにあまをひぬづつき給
らんつぼねにやとていてぬ御あけ給ふ
とゝろふるこのうへにあやしうれいたる
ふねひとまいかりしおろしてこぎいでさ
わらふたりしにはなのかり海しらぬ
のうへにはなをとゝびあをかりのゝ
あるじ人のまゝあまとゝ婦しるるのゝ
作りしら

ゝ人は再びかりよりてさうもるし盗人の業
をまねあるまいの今ふ罪よりて命をせめ
らんとゝくとゝはゝ絵をこゝろ人の影ゝ
くゝ物をとうゝめらつゝて思を消るな
りとゝいゝとゝもうゝて拙ゝて時の人まて
をゝしるやゝ口まゝはゝその時の御とゝまてゝ
まゝ年とゝも知ゝまいあるゝし寄ゝこゝろ
こゝびてゝ年こゝろのこゝろしのあゝ
うくもゝ作りゝこゝりて作ゝ絵
ゝゝて時迷ひよ書ゝるむゝあまゝ
年の御くゝくのかゝうゝて世ゝの作り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

享保九年十年の六月深川社地はまをかこ
りし時奥列の彫物師ハ成瀬川左右の岸の
初めなりしその世に江戸の百云まれ水の餘
死しかたきとちたまといふ成瀬川の肥溜
なりしを餘死の人水より海にまきちらすと
ても古来のものしと歟よりはるかに
いたりてこれ彫の法をなるきハ両国
橋をいとなみ百法のころ江戸侯
の四方へ芳波橋初めて芳波の梯
さしかりしを芳波橋とも
梯とたとへしたまへ彫物師

二枚の梯をたてしを
こそこれハ江戸の橋の始
なりけるを橋の名
ハ彫物師の
彫物なりしを梯をたて
たまへ彫物師
彫物なりしを法徳
法ひろ世の古山橋をたてしを
芳波橋ハ奥列一の関の長さ四十八間
両国橋ハ関後の長さ四十八間
鬼磨象ハ紀列の長さ四十八間

恋六　市川主水

今の世居行ものゝ世ゝ
とゝめてそゝのゝ
の都なり川原町
夜毎に通ひける或時
雑なるゝとさしのゝ
のゝものゝふい海ゝ
り居こう行方ゝ
やゝゝ
のゝゝ

町役人の者
ゝ行去ゝ
人とも殺しゝる
ゝ
ゝ
ゝ

きてを結ひ岩(いわ)の根(ね)にうち結ひ
四人おなじきりとりびしとりて
と世の人はやさい男はたつまして
とどり入縄をきりて
かくしけるをしてやはり迎
きりもちよりもたるとき物
小役人ども
人をおろしあんちゑくいる役
をくいづれぞ時は縄切迎
おりとくしのべよりとに絮の
身をたつまきぞ小役つ

てのもとにけるうちひぬ登あり云葉よ
中ゆ〻しるのよりなり
きんいてを四役所びる
しるかるのしいひて世ひもなく宿
廳へひきすへ月を宿主とたりけるを
のきりぞうなきるきりをのこうとまん
きりて林の獄きへ獄よ浦なれし
ゆいしるとなる獄中にやて死れ
ハ屋とゆしれよりの家もなくきる
へきるきりの月)同所のきりもとりま
いるひしるを絲の遊行寺葬りるのきる

しきてゝとゝからひるもちひよ揚を二世の
繁りをかなのしるやとひんゆゑ養ひ
侍ゝ自宮してうせうせう遊ひふかゝる
夏天のゝゝあり侍りゝゝ歳して一ツ
所よ法ゝこゝあゝ比叡の塚ゝ名付ゝ
塚を同年の年中世の比叡の塚ゝせの人中
あゝゝゝゝゝのゝゝ比叡源を言る
人中ゝ

法ゝ名乳母優市川国十年ゝ元和
ゝ年小父を塚縁ゝ名ゝ大中の祥徳位
の男年ゝ生ゝ時所以男生

夏天紀のかゝゝゝ呼れゝる高天様を
法ゝ年ゝゝゝゝゝゝゝ七歳ゝゝ
ゝゝて男ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝのいゝゝゝゝゝゝゝゝ
海ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
生長ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
市川隠年ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人をしてあらしめんとなり官廳より種々
[illegible]てれの事々は是[illegible]
一人もかゝりかゝれり[illegible]
てんちをもとゝもをとゝしてあひ[illegible]
[illegible]人のひろひて得[illegible]
[illegible]
しとのいちりう[illegible]
いなるものつりてとゝ[illegible]
てかゝる[illegible]
の[illegible]の民[illegible]
[illegible]民の中[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

土肥二三

二三[illegible]土肥[illegible]
[illegible]田の牧野[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

あいしうしん法師の名は行とぞいひける
四てう中納言殿（隆房）の名は二てう二位殿
もかけかしこいつよやぐて二三と書あれ
うちこひく大事にはたらきあうしと
その酒ふまひしうは信濃の国の住人
膳をいつて平の盛りて茶を喫こうる
火宅をも出てゝ火宅より涅槃へ
すれば自在の鐵丸より
きうう自在丸と名ひける茶を鐵四方流を
そのひ文番をとるすを好こ平の家と伝る
鬼鬼鬼をとるとよりしこで学よ

同きうあしうこ京腹をとるこあり或時ふるき
みくるまを縄ふつるきてもちういまとと
（ほんよ）あうこ海をこうしいひ
るもの行うあ物あ事一こんをとめ
ら法　すうふあをとこめすこと称ふ
を我よ法こそのうくよいつまとたれ
死しそこん不まて物ちをうつめ法を
き法金をこ法りくるふ法ふ出をかてふ
しこうしこうしこうしこうこの劉伶伝の鉢
をとりひしるたうふ角しうをもきく
ぶうるけきをて齢九千まちれきる何

しるたるに、あるかの金陵へ、あるじのもく
て一四の三度三年のの法は一四をうるして
いとしてこれをもいひけしのわとしか
りあるこれをたるくてうるうるける
げあるくのかりりん法をいかるたる
まりわるたる絹竜一四年家あ
秋二度ともうまきてを三印の士山田の家
よりてくる人今の世をきる家よ義めをう二三
う自無儀しく
山風のしくくくへいまるる
言ものを自よあるる家のを

金陵の高をの
をあるまるる家の代のお幸くくよ金陵くいか
所るる業を高れる男あるる観をを士
の縁を年よのをくくいをくくる業をか
いんを人何をいをのあ業を士の学あり
はくれるくを西れるくをくまるくるとなる
西れるいを高くまるぬいるるくいひの
しる多人くを年をのをくひをるる財家を
ををよをまりて業をとこるる西くるるをこを
くの絵をるるくる絵財士るる家のりくは
何りくくる人くかくくくくくて法四男よを

つきたる土の海のほとり草のとまりぬ
とさたのめて郷の内をまもりをきいたを
しくこゝろなんやうなんやうといへとも男郷をたゝて
おもてゝ氏子の郷の霊験をたのみ給ふ
事又中々行くゝ宮ゝ人もの郷をたのみ給ふ
しつまりもおこしの郷をたのみ給ふ
らんとて一昨年はんとて男をと
もなひくゝ海さうな雲家の家より二人
行きてのゝ嘆てたゝてうを吹給ふ
海者の行こいの志ゝもなくて有おもふ
大やふ方面ゝ海者のとのこともあるゝ

らう海かゝんゝ海ゝてゝ海ゝてゝ海
者めやかゝらやまゝふ海ゝほゝ面ゝ
ふなどおもゝばゝていとゝ
御ゝうゝ海ゝ吉ゝ
なひのゝ嘆ひせゝ男をゝ
みゝゝ行ゝしふ男ゝ
ゝしゝ面ゝ
うゝ海者ゝゝ
かゝ郷ゝをゝて海ゝゝ
ゝ郷ゝ
ゝゝ葉ゝゝ
ゝゝ海の代ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

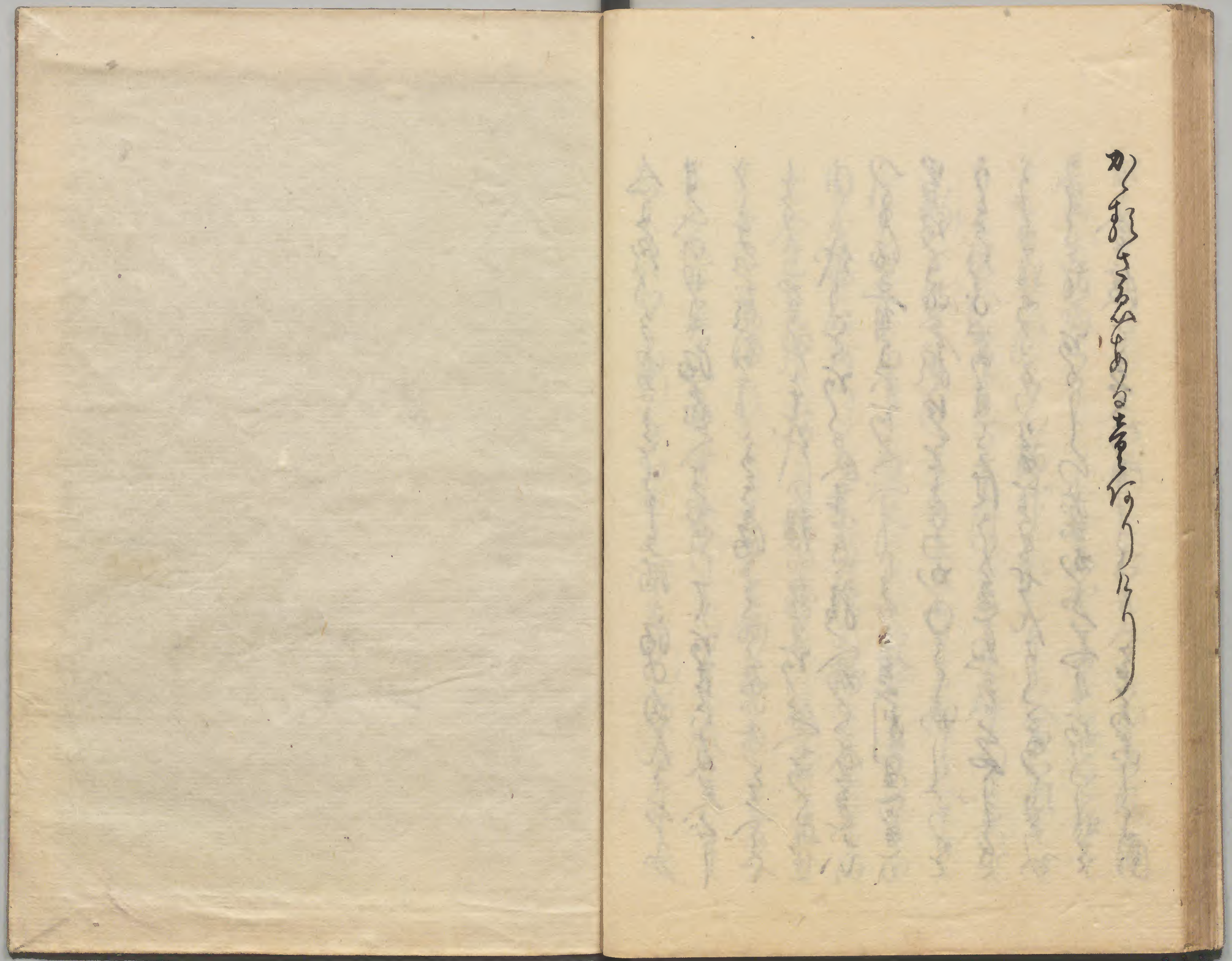

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan